

南アフリカの選挙制度と憲法政治

——党籍変更規制と選挙法改正——

牧野 久美子

はじめに

アフリカ諸国の憲法の多くが植民地国家から引き継いだ権威主義的な性格を持ち、憲法が為政者の権力を制約するのではなく、むしろ強化するために用いられてきたと指摘されるなかで、南アフリカの憲法はしばしば例外的なものとして位置づけられてきた (Ndulo 2018; Gebeye 2021)。アパルトヘイト体制からの民主化の過程で体制移行のための暫定措置と憲法原則を定めた1993年の憲法 (Constitution of the Republic of South Africa Act 200 of 1993; 以下暫定憲法) を経て、1996年に恒久憲法として制定された南アフリカの現憲法 (Constitution of the Republic of South Africa Act 108 of 1996; 以下1996年憲法) は、南アフリカにおける人種差別との闘いの象徴であり、「世界で最も進歩的な憲法のひとつ」といわれる¹⁾。人権の重視に加え、憲法が国家の権力行使を制約するという立憲主義の原則も明確である。

その一方で、近年の南アフリカ政治については、フォーマルなルールから逸脱した公的資源の私的利用が横行し、アフリカ政治の特徴とされてきた「新家産主義 (neopatrimonialism)」的な傾向を強めていることも指摘されている (Lodge

1) たとえばアパルトヘイト博物館のウェブサイトでは、1996年憲法のことが「世界で最も進歩的な憲法のひとつであり、最も包括的な平等条項が含まれている」と紹介されている。アパルトヘイト博物館ウェブサイト (<https://www.apartheidmuseum.org/exhibitions/the-new-constitution>), 2024年2月6日アクセス。

2014; Beresford 2015; 細井 2022a)。その傾向はジェイコブ・ズマ (Jacob Zuma) 政権 (2009~18年) のもとでとりわけ顕著にみられ、ズマとその周辺の人々 (政治家、行政機関や国有企業の幹部、新興財閥の経営者ら) の個人的でインフォーマルなネットワークが公的資源を体系的に篡奪する、いわゆる「国家捕獲 (state capture)」と呼ばれる大規模な汚職が起きた²⁾。「国家捕獲」についてチプキンらは、意図的に立憲主義を破壊し、「影の国家 (shadow state)」を建設する試みとして説明している (Chipkin and Swilling 2018)。ここにみられるのは、立憲主義的なフォーマルな国家と、それと併存するインフォーマルな「影の国家」的なものを対置し、後者による前者の攻撃や浸食が起きているという理解の構図である。

しかしながら、いうまでもなく、為政者は権力行使に制約を課す憲法や法律に対して単に受け身、防御的な存在であるのではない。立憲主義が相当程度機能しているのであればなおさら、選挙制度や執政制度といった政治権力の創出や抑制にかかわる基幹的な政治制度を憲法や法律がどのように規定するかは、為政者にとって重大な関心事となる。為政者にとっても、またそれに対抗する野党勢力にとっても、憲法や法律に書き込まれるフォーマルな「ゲームのルール」を自らに有利なものへと誘導しようとする動機が強く働くだろう。

アパルトヘイト体制からの民主化交渉の過程で、南アフリカの国政選挙の方式は、それまでの小選挙区制から比例代表制へと大きく転換した。国政選挙を比例代表的な方式によって行うことは、1990年代前半の民主化交渉で合意された暫定憲法の「憲法原則 (Constitutional Principles)」³⁾ に含まれ、以後、今日に至るまでの南アフリカにおける「社会契約」(Sisk 1995) の重要な要素となっている。他方、一口に比例代表制といってもさまざまな制度的ヴァリエーションがあり、憲法に規定された比例代表という大枠の内部でのより詳細なルールづくりをめぐることは、異なる利害や選好をもつ政党や政治家のあいだでの政治的争点となってきた。政治家の権力は選挙によって選ばれた議員としての地位に大きく依存して

2) ただし、「国家捕獲」をズマ政権特有のものとするか、そうではなくANC政権全体の特徴と考えるかについては識者によって意見が分かれる。細井 (2022b) を参照。

3) 「憲法原則」は、1993年の暫定憲法 (Constitution of the Republic of South Africa Act 200 of 1993) のなかで、選挙によって選ばれる制憲議会が恒久憲法を策定する際に従わなければならない諸原則として定められたもので、合計34項目から構成されていた。

おり、選挙制度は政治アクター間の権力分配の鍵となる重要な政治制度である。

そこで本章では、基幹的政治制度のなかでもとくに選挙制度に焦点をあて、1990年代の民主化交渉期以降の南アフリカにおける選挙制度に関する憲法規定と、選挙制度の詳細を定めている選挙法の改正をめぐる政治過程を、選挙制度をめぐる憲法訴訟が果たした役割にも注目しながら検討する。その際、本章では選挙の実施方式にかかわる制度と、在任中の議員の地位にかかわる党籍変更規制の両者を含む広い意味で選挙制度と呼ぶ。地方議会選挙の方式は国会・州議会の選挙方式と大きく異なるが、紙幅の制約もあり、本章では主として国民議会(National Assembly: 国会下院に相当)議員の選挙制度に注目する。なお、本章では、憲法や法律の条文の変更を意味するamendmentの訳語として「改正」という言葉を、また選挙制度やその他の政治制度の部分的変更を意味するreformの訳語として「改革」という言葉をあてるが、いずれもそれらの変更が必ずしも正しい方向に向かっているという価値判断を含むものではないことをあらかじめ断っておく。

また、法のなかでもとくに憲法に焦点をあてる本研究会の射程に関連する補足として、本章がとりあげる南アフリカの選挙制度の変更には、憲法典(Constitutionという名前の付いた法律)そのものの変更を伴うものと、そうでないものの双方が含まれることを最初に断っておかねばならない。本章の検討範囲をこのように設定したのは、選挙制度を含む基幹的政治制度の変更は、たとえ憲法典そのものの改正を伴わなくても実質的な憲法の変更にあたるとの待鳥(2016)の議論をふまえている。さらに、以下でみるように、1996年憲法では選挙制度について比例代表の原則を明記した上で、具体的な制度は国会での立法によるとしており、選挙制度に関する法律の制定や改正は関連する憲法の条項と紐づいているため、選挙制度に関する法律の規定をめぐる、その合憲性を問ういくつかの重要な憲法訴訟が起こされてきた。そのため、憲法典の改正によるのではない選挙制度変更を検討対象に含めることは本書の射程の範囲内であると筆者は考える。

以下、本章ではまず、はじめて全人種が参加して行われた1994年選挙の選挙方式が、民主化交渉のプロセスでどのように選択されたのかを検討する(第1節)。次いで民主化後の選挙制度改革の議論が行われた政治的文脈を示すために、1994年以降の南アフリカの総選挙の結果と政党再編についてまとめる(第2節)。

その上で、第3節と第4節において、1996年憲法体制のもとでの南アフリカの選挙制度改革をめぐる2つの議論をとりあげる。具体的には、任期中の党籍変更（floor-crossing）に関する憲法改正（第3節）、および1999年選挙以降の選挙方式を定める選挙法の制定・改正（第4節）に関する議論である。最後に本章の議論を総括する。

1 最初の民主選挙における選挙方式の選択

本節では、はじめて全人種が参加する民主選挙として実施された1994年総選挙における選挙制度の選択をめぐり、民主化交渉に参加した主要政党・政治勢力がどのような利害や選好をもち、結果としてどのような選挙制度が導入されるに至ったのかを検討する。

1-1. 民主化交渉の概要

1990年2月にアフリカ民族会議（African National Congress: ANC）、パンアフリカニスト会議（Pan Africanist Congress: PAC）、南アフリカ共産党など、アパルトヘイト体制下で活動が非合法とされていた解放運動組織が合法化され、27年間にわたり獄中にあったネルソン・マンデラ（Nelson Mandela）が釈放されたことを契機に、南アフリカの体制移行・民主化に向けた交渉がスタートした。アパルトヘイト体制の与党・国民党（National Party: NP）と、ANCの代表を中心とする予備交渉を経て、1991年12月にはじまった民主南アフリカ会議（Convention for a Democratic South Africa: CODESA）、およびその後の多党交渉フォーラム（Multi Party Negotiating Forum: MPNF）においては、新たな選挙制度をどのように設計するかが主要な議題のひとつとなった。CODESAやMPNFにはさまざまな政党・政治勢力が参加したが、実質的には交渉の中心となったのはNPとANCであり、両者の合意をベースに、一部、他の参加政党・政治勢力の要求に対して譲歩するというかたちで交渉は進められた⁴⁾。

人種差別を法制化したアパルトヘイト体制下の南アフリカでは、人口のマイノリティである白人だけが選挙権を含む十全な市民権をもち、政治権力を独占して

いた⁵⁾。歴代の南アフリカ憲法のうち、南アフリカ連邦成立にかかわる1909年の南アフリカ法 (South Africa Act, 1909)、南アフリカが英連邦を脱退し、南アフリカ共和国となった際に制定された1961年憲法 (Republic of South Africa Constitution Act, 1961)、人種別の三院制議会と実権大統領制を導入した1983年憲法 (Republic of South Africa Constitution Act, 1983) までの3つの憲法のもとでは、白人以外の住民には白人と同等の選挙権 (を含む市民権) が与えられていなかった。民主化交渉でANCは、人種や言語などによる区別のない共通選挙人名簿に基づき、普遍的で平等な選挙権の原則に則って選挙を行うことを要求した (ANC 1991)。そのような選挙をすればANCが大勝し、NPが敗北を喫するのは必至の情勢であったなか、NPを民主化交渉から離脱させず、巻き込みながら体制移行を推し進めるために、ANCが譲歩し、「権力分有 (power-sharing)」の取り決めが合意され、関連する条項が暫定憲法に盛り込まれた。それにより普遍的で平等な選挙権に基づく1994年4月の全人種参加総選挙にこぎ着け、「国民統合政府 (Government of National Unity)」のもとでのアパルトヘイト体制から非人種的民主主義体制への移行が実現した。

1-2. 小選挙区制から比例代表制への転換

1994年の歴史的総選挙は、普遍的な選挙権や権力分有だけでなく、選挙方式についても合意されなければ実現し得なかった。それまでの南アフリカの選挙制度は小選挙区制であったが、1994年総選挙で採用されたのは比例代表制であり、南アフリカの選挙制度は民主化交渉期を境に大きく転換した。この転換はどのようにして起きたのだろうか⁶⁾。

4) たとえば、投票用紙を1枚にするか全国と州の2枚にするかをめぐって、ANCと国民党のあいだでは1枚のみとすることで合意したが、少数政党に譲歩して2枚の投票用紙が使用されることになった (Lodge 2003, 74)。

5) 1996年センサスによれば、南アフリカの総人口に占める「人口集団 (population group)」ごとのシェアは、アフリカ系黒人 (Black African) 77パーセント、白人 (White) 11パーセント、カラード (Coloured) 9パーセント、インド系/アジア系 (Indian or Asian) 3パーセントであった (Statistics South Africa 2004)。人口集団はアパルトヘイト体制下で住民の分類に使用された4つの人種カテゴリーに対応しており、民主化後は人種カテゴリーの法的根拠がなくなったが、統計においては自己申告に基づき引き続きこれらのカテゴリーが利用されている。

民主化交渉開始以前から、南アフリカのように人種的に分断された社会において、どのような選挙制度が望ましいのかについては盛んに議論されていた。なかでも実際の制度設計に強い影響力をもったのは、比例代表制選挙と大連立を軸とする「多極共存 (consociationalism)」アプローチを唱えたレイプハルトの議論である (Lijphart 1977; 1985)。それに対してホロヴィッツは、異なる民族政党間の歩み寄りを促進する「票の共有」の仕組みを構想していたが (Horowitz 1991)、制度の複雑さが難点であり、識者のあいだでは比例代表制が望ましいという見解がおおむね支持されていた。しかし、その実現の可否は、民主化交渉に参加した主要政党間で合意できるかにかかっていた。

この点において、政治的な利害や立場の隔たりにもかかわらず、民主化交渉のまだ初期といえる1991年頃の段階から、主要な政党・政治組織がいずれも比例代表制を支持していたことは特筆に値する。民主化交渉における主要各党の立場を先行研究に基づき整理すれば次のようになる (Sisk 1995; Lodge 2003; Gouws and Mitchell 2005)。

NPは、1948年に政権の座についてアパルトヘイト政策を開始して以降、アフリカ系黒人を「白い」南アフリカから切り離す「分離発展 (separate development)」を構想していた。1983年憲法における、白人議会のほかにカラードとインド系それぞれの議会を設置する三院制議会の導入という部分的改革の局面を経て、1990年代の民主化交渉においてNPは、マイノリティや特定地域に関する法案の上院での採決を「重みつき多数決」方式にすることによる実質的なマイノリティ拒否権や、選挙での上位3政党の指導者による集団大統領体制といった多極共存型の政治制度を提案した (Sisk 1995, 174-181)。選挙制度としてはこれまでの小選挙区制にかえて、多極共存アプローチに特徴的な比例代表制選挙を支持した。ただし候補者は特定の地区の代表として立候補することが想定されていた (Lodge 2003, 72)。

アパルトヘイト体制期のリベラル野党が連合して1989年に結成された民主党 (Democratic Party: DP) もまた、比例代表制の要素をもつ選挙制度を支持していた。具体的には、1991年にDPの政策諮問委員会 (Policy Advice Committee)

6) 本項の議論については牧野 (2018) も参照。

は、400議席のうち300議席が100の選挙区から選ばれ（各選挙区の定員を3とする）、残りの100議席は全国名簿から選ばれる混合比例代表制（mixed member PR system）を提案した（Lodge 2003, 72）。

NPとDPはともに白人有権者に支持基盤をもつ政党であり、人種にかかわらずすべての人が同じ条件で参加する選挙が実施されれば、少数政党となることが目に見えていた。そのようなNPやDPが、小選挙区制選挙に基づく多数派支配よりも、得票数に応じて議席を確保できる比例代表制を支持することは理解しやすい。他方、多数派からの得票を期待できなかったANCの比例代表制支持の理由は説明が必要である。実際、民主化交渉に向けた準備開始当初のANC指導層は小選挙区制を支持していたとされ、ANCが比例代表制の支持に転じたのは1990年10月頃であるとされる（Gouws and Mitchell 2005, 357-358; Sisk 1995, 188）。ANCは、全国名簿と州ごとの地域名簿の2種類の名簿を使用する比例代表制選挙を提案した。議員定数は全国名簿から200議席、地域名簿から計200議席とされた。

ANCが比例代表制を支持した理由をハウスとミッチェルは3つに整理している。ひとつめは原理的（principled）な理由で、比例代表制はさまざまな利害を最もフェアに代表する制度であるということである。2つめは現実的（pragmatic）な理由で、比例代表制採用という譲歩を通じて少数政党を新しい憲法体制にとりこむことができる、という民主化交渉の戦術にかかわるものである。3つめに、ANCにとっても比例代表制が望ましい点があったという利己的（self-interested）な理由である。というのも、当時の世論調査ではANCが得票の過半数を獲得すると予測されており、ANCは選挙での勝利のために小選挙区制採用による「ボーナス議席」を必要としていなかった。逆にいえば、もし比例代表制では選挙での勝利が危ういが小選挙区制であれば勝てそうだ、といった予測が出ていたのならば、そう簡単にはANCは比例代表制を支持できなかったであろう。またANC支持者の識字率が低いため、個々の候補者ではなく政党のシンボルや指導者だけに焦点があたる比例代表制のほうが選挙運動を行いやすかったことも指摘されている（Gouws and Mitchell 2005）。

このようにして、政治的立場や利害を異にしつつも、主要政党・政治勢力間で比例代表制選挙が共通して支持されたことは、1994年選挙が実現した重要な要因のひとつであった。ただし、一口に比例代表制といってもさまざまな制度的な

ヴァリエーションがあり、各党によってどのような比例代表制が最も望ましいと考えるかは異なっていた。先にみたようにDPは定数3の選挙区制と全国区の名簿を併用する混合的なシステムを支持していたし、NPの提案においても各候補者が特定の地区に紐づけられることが想定されていた。それに対してANCは、全国と州の2つのレベルでの拘束名簿式というより単純な比例代表制の制度が望ましいという立場であった。最終的に1994年選挙で採用された制度はANCの提案どおりのものとなり、州よりも小さい単位の選挙区割り回避されたが、それはアパルトヘイト法による地理的隔離の影響により地域ごとの住民の人種構成が大きく偏るなかで、各党が合意できる選挙区割りを短期間で達成するのが困難であったという事情によるところが大きい⁷⁾。

暫定憲法の「憲法原則」には「一般的な比例代表性 (in general, proportional representation)」を有する代表政府とする文言が入っており、恒久憲法においても比例代表の原則が引き継がれることが約束された⁸⁾。民主化交渉で合意された恒久憲法の制定手順においては、国民議会と上院⁹⁾の合同による制憲議会 (Constitutional Assembly) が憲法草案を策定したのち、その内容が「憲法原則」に沿っているかを憲法裁判所が認証してはじめて憲法が発効することになっていた。すなわち、「憲法原則」は暫定憲法そのものの期間を超える拘束性をもち、1996年に制定された恒久憲法における国民議会の構成と選挙についての条項(第46条)には、「一般的な比例代表性」という文言がそのまま引き継がれた¹⁰⁾。他方、比例代表という大枠のなかでの具体的な選挙制度については、1999年の選挙までは1994年選挙で用いられた選挙制度が有効とされつつ、それ以降の選挙制度については国会で法律を制定することとされていた(第46条およびSchedule 6)。

7) 選挙区割りにかかる時間と費用、および各党間の対立を避けるべきであるというのはANCの主張でもあった(ANC 1991, 4.2)。州単位で9つの「選挙区」がつけられたとみることでもできるが、民主化交渉においては、旧4州とホームランドを9つの州に統合再編することが合意されていたため、全国のほかに州レベルの名簿をつくる上では、選挙区割りのための追加的な作業を必要としなかった。

8) 暫定憲法の憲法原則のなかの「比例代表」への言及箇所は以下のとおり。「複数政党制民主主義、定期的な選挙、成人普通選挙権、共通有権者名簿、および一般的な比例代表性を有する代表政府がなければならない」(Schedule 4, Constitutional Principles, Constitution of the Republic of South Africa, Act 200 of 1993)。

9) 当時はSenateと呼ばれていたが、1996年憲法によって全国州評議会(National Council of Provinces: NCOP)に改められた。

1994年選挙の方式は、当面の実現可能性の観点から消去法的に選ばれた暫定的な性質のものであり、将来の選挙制度をどうするかについての議論は先送りされたのである。

2 民主化後の選挙と政党再編

本節では、次節で検討する1996年憲法体制のもとでの選挙制度改革の議論が行われてきた政治的文脈を示すため、1994年選挙以降の選挙結果と政党再編について概説する。

前節でみた民主化交渉を経て実施された1994年の初の全人種参加総選挙においては、事前の予想どおりANCが過半数を大きく超える62.65パーセントの得票率で全400議席中の252議席を獲得した(表7-1)。その上で、民主化交渉において移行期の制度として合意された、一定以上の議席を獲得した政党に副大統領や大臣を指名する権利を与える1993年暫定憲法の規定(第84条、第88条)に基づき、ANC、NP、およびインカタ自由党(Inkatha Freedom Party: IFP)が参画する「国民統合政府」が成立した。国民統合政府のもとで1996年憲法草案が制憲議会で採択されたのち、NPは国民統合政府から脱退した¹¹⁾。

1996年憲法のもと、南アフリカには全国、州、地方の3層に政府と議会がおかれ、国会(全国レベルの議会)は国民議会と全国州評議会の二院制となっている。国民議会選挙と州議会選挙は同時に行われ、任期はいずれも5年間である。NCOPは9つの州からそれぞれの州議会に議席をもつ政党の議席占有比率を反映するかたちで指名される各州10名ずつ、合計90名の議員から構成される。地方議会選挙では比例代表制と小選挙区制が併用され、国民議会選挙・州議会選挙

10) 注8で引用した憲法原則の箇所で「比例代表性」とともに代表政府が備えるべき要素として掲げられていた項目のうち、成人普通選挙権、共通有権者名簿、定期的な選挙、複数政党制については、国家の基本的価値を定めた1996年憲法第1条に含まれているが、そこでは比例代表性について言及されていない。比例代表性は憲法に規定されてはいるものの、国家の基本的価値とまではされていないことになる。

11) 国民統合政府からの国民党の脱退の背景については、遠藤(2010)を参照。

表7-1 1994年国民議会選挙結果

政党	得票率 (%)	議席数
アフリカ民族会議 (African National Congress: ANC)	62.65	252
国民党 (National Party: NP)	20.39	82
インカタ自由党 (Inkatha Freedom Party: IFP)	10.54	43
自由戦線 (Freedom Front: FF)	2.17	9
民主党 (Democratic Party: DP)	1.73	7
パンアフリカニスト会議 (Pan Africanist Congress: PAC)	1.25	5
アフリカ・キリスト教民主党 (African Christian Democratic Party: ACDP)	0.45	2
その他	0.82	0
合計	100	400

(出所)南アフリカ選挙委員会ウェブサイト(<https://www.elections.org.za/>), 現地報道記事などをもとに筆者作成。

とは異なるタイミングで選挙が実施される。南アフリカでは大統領の直接選挙は行われず、大統領は国民議会において議員のなかから選ばれる。

1994年の初の全人種参加総選挙以来、南アフリカでは5年ごとに総選挙が実施されてきた。民主化後の南アフリカの政党システムの特徴として、ANCが、得票率の低下傾向が続き2024年の総選挙でとうとう過半数を割ったとはいえ、一貫して第一党であり続けているということ、それに対して野党の消長は激しく、新党の参入や党名変更、あるいは既存政党の消滅がたびたび起きていることが挙げられる。1994年選挙のときに存在せず、その後に設立された政党の多くは、既存政党間の連合によるか、あるいは既存政党の指導部と対立して離党した、あるいは除名された、知名度の高い政治家が立ち上げたものである。既存政党間の連合により成立した政党の代表的な存在が民主同盟 (Democratic Alliance: DA) で、DAは当初、DPと新国民党 (New National Party: NNP, NPから1997年に

党名変更した政党) および連邦同盟 (Federal Alliance: FA)¹²⁾ の地方議会レベルでの連合として2000年に結成され、翌年NNPが離脱したもののDAという党名は維持され、2004年から国政選挙に参加して今に至る。このDA結成やNNPの合流・離脱にかかわる経緯は、次節で述べる党籍変更に関する制度変更で大いにかかわってくる。主要各党からの離党者 (除名者を含む) による新党を含め、1994年選挙以降に設立されたおもな政党の設立経緯は表7-2に示すとおりである。また、1994~2024年の計7回の国民議会選挙における各政党の議席数の推移を表7-3に示す。

3 党籍変更に関する憲法規定の改正

1996年憲法体制のもとでの南アフリカの選挙制度改革をめぐっては、任期中の党籍変更に関する憲法規定の改正、および1999年選挙以降の選挙の実施方式の2点が議論の焦点となってきた。このうち、本節では前者 (党籍変更)、次節で後者 (選挙実施方式) についてとりあげる。

3-1. 党籍変更の解禁とその帰結

拘束名簿式の比例代表制選挙においては、有権者が選挙で選ぶのは政党であって、候補者個人ではない。議員としての地位は有権者が選挙で投票した政党の党員であることに基づき与えられるため、選挙後に議員が離党して別の政党に移籍したり、新党をつくったりする場合に議席の維持を認めるべきかどうかが問題となる。この点について、1996年憲法では、国会および州議会の議員は、その者を議員として指名した政党の党員でなくなった場合、議員資格を喪失すると規定し、党籍変更を明確に禁止した。その上で、憲法発効後の「合理的な期間」内に、党籍を失っても議員資格を喪失しないように法律を制定できるとし、将来の立法

12) 財界有力者で1995年のラグビー・ワールドカップの南アフリカ開催時に南アフリカ・ラグビー連盟会長であったLouis Luytが設立した政党で、1999年国民議会選挙で2議席を獲得していた。FAとしての選挙参加はこの1回のみであり、表7-3では「その他」に分類している。

表7-2 1994年選挙以降に立ち上げられたおもな政党

政党名	結成経緯	結成年	国政選挙への参加開始年
統一民主運動 (United Democratic Movement: UDM)	ANCから除名されたバントゥー・ホロミサ (Bantu Holomisa) 元環境観光副大臣と、NPを離党したロルフ・メイヤー (Roelf Meyer) 元憲法開発州問題大臣が立ち上げ	1997年	1999年
民主同盟 (Democratic Alliance: DA)	DP, NNP, FAの3党の地方政治レベルの連合として発足。2001年のNNP離脱を経て、2004年から国政選挙に参入	2000年	2004年
独立民主主義者 (Independent Democrats: ID)	PACから党籍変更したパトリシア・デ・リル (Patricia de Lille) が立ち上げ。2010年にDAと連合し、2014年に正式に解党	2003年	2004年 (議席獲得は2003年)
人民会議 (Congress of the People: COPE)	ANCから離党したモシウア・レコタ (Mosiuoa Lekota) 元防衛大臣が立ち上げ	2008年	2009年
民族自由党 (National Freedom Party: NFP)	IFPから離党したザネレ・カマグワザ - ムピシ (Zanele kaMagwaza-Mbisi) が立ち上げ	2011年	2014年
経済的自由戦士 (Economic Freedom Fighters: EFF)	ANCから除名されたジュリウス・マレマ (Julius Malema) 元ANC青年同盟総裁らが立ち上げ	2013年	2014年
愛国同盟 (Patriotic Alliance: PA)	元ギャングのゲイトン・マッケンジー (Gayton McKenzie) とEFFに短期間在籍後に離党したケニー・クネーネ (Kenny Kunene)らが結成	2013年	2014年 (議席獲得は2024年が初)
Good	PAC, ID, DAを渡り歩きケープタウン市長 (2011~18年) を務めたデ・リルが2018年のDAからの追放後に立ち上げ	2018年	2019年
ActionSA	DAを離党したヘルマン・マシャバ (Herman Mashaba) 元ジョハネスバーク市長が立ち上げ	2020年	2024年
ひとつの南アフリカ建設 (Build One South Africa: BOSA)	DAを離党したムシ・マイマネ (Mmusi Maimane) 元党首が立ち上げ	2022年	2024年
民族の槍 (uMkhonto weSizwe: MK)	ANCのジェイコブ・ズマ (Jacob Zuma) 前大統領をリーダーとする新党	2023年	2024年

(出所) 現地報道記事などをもとに筆者作成。

表7-3 国民議会選挙結果(1994~2024年)

政党	1994	1999	2004	2009	2014	2019	2024
ANC	252	266	279	264	249	230	159
DP/DA	7	38	50	67	89	84	87
MK	—	—	—	—	—	—	58
EFF	—	—	—	—	25	44	39
IFP	43	34	28	18	10	14	17
PA	—	—	—	—	0	0	9
FF/FF+	9	3	4	4	4	10	6
ActionSA	—	—	—	—	—	—	6
ACDP	2	6	7	3	3	4	3
UDM	—	14	9	4	4	2	3
BOSA	—	—	—	—	—	—	2
PAC	5	3	3	1	1	1	1
Good	—	—	—	—	—	2	1
NFP	—	—	—	—	6	2	0
COPE	—	—	—	30	3	2	0
NP/NNP	82	28	7	—	—	—	—
ID	—	—	7	4	—	—	—
その他	0	8	6	5	6	5	9
合計	400	400	400	400	400	400	400

(注)表中の「—」はその政党として当該年の選挙に参加していないことを示す。1994年総選挙以降に政党再編や党名変更が行われたが、相当程度の連続性があると判断される以下の政党群はそれぞれひとつにまとめている。NP(1994年)とNNP(1999年, 2004年), FF(1994年, 1999年)と自由戦線プラス(Freedom Front Plus: FF+, 2004年以降), DP(1994年, 1999年)とDA(2004年以降)。

(出所)南アフリカ選挙委員会ウェブサイト(<https://www.elections.org.za/>), 現地報道記事などをもとに筆者作成。

による制度変更の余地を残した (Schedule 6, Annexure A, 13)。

1996年憲法制定に先立つ交渉過程において、党籍変更禁止の規定の導入に当初NPとDPは反対していたのに対し、ANCは党員の統制強化の観点から歓迎していたとされるが (遠藤 2010, 35)、最終的には、上記の党籍変更禁止規定を含む憲法草案は、制憲議会においてNPやDPを含む圧倒的多数の賛成により採択された (Murray 2001, 832)。しかし、2000年の地方選挙における野党間協力のためのDA結成、翌年のNNPのDAからの離脱とANCへの再接近など、2000年代初頭に政党間の政治的駆け引きが活発化すると、ANCはこうした状況をNNPと組んでDP/DAの支配下にある西ケープ州や地方議会の支配権を奪いとるまたとない機会と捉え、NNPと協力して党籍変更禁止規定の変更に向けて動き出した (Masemola 2007)。その結果、議員在任中の党籍変更を可能とするための「国会および州議会の議員資格の喪失または維持に関する法案 (Loss or Retention of Membership of National and Provincial Legislatures Bill: 以下、議員資格法案)」および関連する憲法改正案を含む4つの法案が、ANC、NNP、DPなどの賛成により2002年6月に国会で可決された¹³⁾。

これに対して、党籍変更解禁に反対していた統一民主運動 (United Democratic Movement: UDM) とIFPという2つの小規模政党が法の差止めを求めて提訴した (遠藤 2010; Booysen 2006)。UDMを原告とする訴訟の判決で憲法裁判所は、成立のために国会の過半数の賛成で足る通常立法として提出された議員資格法案について、1996年憲法の定める「合理的な期間」を超過しているため違憲であるとして、国会と州議会での党籍変更を可能とするための制度変更については、通常立法ではなく憲法の変更によって行うことを求めた。他方、ANCがこの制度変更を通じて自党の勢力拡大を目論み、所属議員の10パーセント以上が移籍

13) 憲法の改正手続きは改正対象となる条文の性質によって異なる。国家の基本的価値を定めた第1条の改正には国民議会議員の4分の3以上の賛成および全国州評議会の9州中6州以上の賛成が必要とされる。人権憲章 (憲法第2章) に含まれる条文の改正には、国民議会議員の3分の2以上の賛成と全国州評議会の9州中6州以上の賛成が必要とされる。その他の条文の改正については、州の権限や境界に影響する場合には国民議会議員の3分の2以上の賛成および全国州評議会の9州中6州以上の賛成 (党籍変更に関する憲法改正はこの範疇に入る)、それ以外は国民議会議員の3分の2以上の賛成があれば改正できる (1996年憲法第74条)。2023年12月までに1996年憲法の改正は合計18回行われている。

する場合にのみ党籍変更を認めるという少数政党に不利なルールを押し通したことの不当性をUDMが主張したことに対しては、憲法裁判所は立法動機の是非の判断に踏み込むことを避けてUDMの主張を退け、また比例代表的な議席配分を歪めることになる党籍変更制度自体の違憲性も認めなかった（Constitutional Court 2002）。この憲法裁判所の判決を受け、2003年に追加的な憲法改正が行われ、国会、州議会も含め、すべてのレベルの議会で議席を維持したまま議員が党籍を変更すること（他党との統合や新党設立を含む）が可能になった。党籍変更は、国民議会議員・州議会議員の任期中に2回設けられる党籍変更期間（window periodと呼ばれる）に、上述のように政党所属議員の10パーセント以上が移籍する場合にのみ可能とされた。

国民議会と州議会の最初の党籍変更期間は2003年3月から4月にかけて15日間設けられ、このときにDPは解党し、国会・州議会・地方議会のすべてのレベルを通じてDAとして再出発した。最初の党籍変更期間に国民議会で最も議席を増やしたのはANCで、9名の議員を新たに迎え入れて議席数を憲法改正を単独で行える3分の2を超える275にまで増やした。DAも8議席増となった。最も多くの議席を失ったのはUDMで、10名の議員が離党し、議席数が14から4に激減した。他方、NNPは2002年に先行して実施されていた地方議会レベルでの党籍変更ではDAから多数の議員を呼び戻し、ANCと協力して新たに21の地方議会の支配権を握ることができたが、国民議会では8議席を失った（Spieß and Pehl 2004）。その後、2005年、2007年にも党籍変更期間が設けられたが、いずれも議席を最も増やしたのはANCであった（表7-4）。党籍変更制度は小規模政党の分裂を促し、政党としての実体の伴わない名ばかりの政党が多数誕生し、そのほとんどが次の選挙までに姿を消した。そしてNNPは上述のように党籍変更制度導入のための憲法改正案には賛成していたのだが、結果的にNNPの党勢は下降することとなり、2005年にANCに吸収される形で解党・消滅するに至った（遠藤 2010; Booysen 2011）。

3-2. 党籍変更の再禁止

2002～03年の憲法改正による党籍変更制度の導入によって最も利益を得たのはANCであり、この期間を通じてANCの一党優位が強化された。しかし、

表7-4 党籍変更による国民議会議席数の推移

政党	1999選挙 後議席数	2003FC 議席増減	2003FC 後議席数	2004選挙 後議席数	2005FC 議席増減	2005FC 後議席数	2007FC 議席増減	2007FC 後議席数
ANC	266	9	275	279	14	293	4	297
DP/DA	38	8	46	50	-3	47	0	47
IFP	34	-3	31	28	-5	23	0	23
NNP	28	-8	20	7	-7	0		
UDM	14	-10	4	9	-3	6	0	6
ACDP	6	1	7	7	-3	4	0	4
FF/FF+	3	0	3	4	0	4	0	4
PAC	3	-1	2	3	0	3	-2	1
その他	8	4	12	13	7	20	-2	18
合計	400	0	400	400	0	400	0	400

(注)表中のFCは党籍変更(floor-crossing)の略語。細字は各時点での議席数を、太字は2時点間の議席数の増減を示している。

(出所) Booyesen(2011, 266)に掲載されているデータをもとに筆者作成。

2008年に再度、党籍変更制度を廃止するための憲法改正法案が国会で可決され、党籍変更は禁止されることになる。国会議員の3分の2以上の賛成を要する憲法改正は、ANCの支持なしには成立し得ない。党籍変更制度から利益を得てきたANCは、なぜ制度廃止を支持するようになったのだろうか。

この点についてブーイセンは、党籍変更制度が廃止されたのは、党籍変更制度が機会主義的な政治家や政党に濫用され、多くの政党の内紛を招き、その弊害が広く認識されたためであること、そして最後の引き金となったのは、他党からANCに移籍した政治家が移籍の報償として指導的地位などを得たことに対して、ANC党内からの不満が高まったためであることを指摘している(Booyesen 2011, 282)。また、当時大統領であったANCのタボ・ムベキ(Thabo Mbeki)が党籍変更制度の廃止に向けた議論の開始を指示したのは2006年であったが(Booyesen 2011, 269)、これは前年のズマの副大統領解任などを受け、ANC党内でムベキ派とズマ派の派閥抗争が激化していた時期であった。2007年12月のANC党大会では、ムベキ派とズマ派が鋭く対立した末、党首選でズマがムベキに勝利し、党要職もズマ派の政治家で占められた。このような党内分裂状況においては、もはやANCにとっても党籍変更制度は不要で危険なものとなっていたといえるだ

ろう。

ただし、党籍変更制度の廃止はANCの分裂を止めることはできなかった。党籍変更禁止を再導入する憲法改正案が国民議会で可決されて間もない2008年9月、ムベキがANCからの要請によって大統領を辞任すると、ムベキ政権の閣僚であったモシウア・レコタ (Mosiua Lekota) らが離党して新党「人民会議 (Congress of the People: COPE)」を立ち上げ、ANCは1959年のPAC設立以来の深刻な分裂を経験した。COPEは2009年の総選挙で30議席を獲得し、ANCの議席は選挙前の297から264へと大幅に減少した。COPEの党勢はその後縮小したが、2014年以降はANCから除名されたジュリウス・マレマ (Julius Malema) が立ち上げた経済的自由戦士 (Economic Freedom Fighters: EFF) が議席を伸ばしてきた。さらに2024年の選挙では、2017年のANC党首選で自身が推した候補がシリル・ラマポーザ (Cyril Ramaphosa) 現大統領に敗れ、翌年大統領を辞任したズマ前大統領をリーダーとする新党、民族の槍 (uMkhonto weSizwe: MK) が、2023年12月の結成から半年足らずにもかかわらずANC、DAに次ぐ第3党に躍進した。度重なる分裂の結果、表7-3でみたように、国民議会でのANCの獲得議席は2000年代後半以降、減少の一途をたどり、2024年選挙では1994年以来はじめて国民議会での単独過半数議席を失うまでに至った。

4 選挙方式をめぐる(非)改革の政治

第1節で述べたように、1996年憲法のなかの国民議会選挙に関する規定は1999年までの暫定的なもので、将来の選挙の実施方式については国会が立法を行うこととされていた。そのため、1999年総選挙以降の国民議会および州議会の選挙方式に関して、1996年憲法に規定された比例代表の原則を維持することについては主要政党間のコンセンサスが保たれつつ、議員の有権者への説明責任を高めることを目的として選挙区割りを変更することを検討する選挙法改革が断続的に議論されてきた。

しかし、以下に述べるようにANC政権は自らが任命したタスクチームや諮問委員会の多数派意見を繰り返し無視し、暫定的であったはずの選挙方式が長期に

わたり維持されることになった。憲法訴訟を契機として2023年に選挙法が修正され、2024年の選挙から無所属での立候補が可能となったが¹⁴⁾、制度変更は最小限に抑えられ、全国と州の2つの候補者名簿を使用する拘束名簿式比例代表制の選挙方式の骨格はそのまま維持されている。

4-1. 選挙タスクチーム (ETT) の提言

2002年にムベキ政権の内閣は、アパルトヘイト期の野党指導者で、1980年代後半にANCと南アフリカの各界指導者との対話の機会を設けて民主化交渉の実現に貢献したことで知られるフレデリック・ファン・セイル・スラバート (Frederik van Zyl Slabbert) を議長とする「選挙タスクチーム (Electoral Task Team: ETT)」を任命した。ETTは2002年5月に発足し、2004年の国民議会と州議会の選挙に間にあうよう急ピッチで作業を進め、政党、メディア、NGOなどからの意見聴取、政治学者¹⁵⁾への委託による有権者の意識調査、ラウンドテーブル会議の開催などを経て、2003年1月に報告書を取りまとめた。同報告書は、当時の選挙制度 (1994年と1999年の選挙の際に用いられたもの) は公正 (fair) で包含的 (inclusive) なものであり、有権者の満足度も概して高く、それを捨て去ったり、根本から変更することは望ましくないとした。その上で、国民議会議員の選挙方法について、議員の有権者に対する説明責任や応答性に関する弱点を改善するために、全国を69の選挙区に分けて各選挙区から複数の議員 (合計300議席) を選出し、全体的な比例性を回復するために全国リストから100議席を割

14) 本文で述べたとおり、地方議会選挙ではすでに比例代表制と小選挙区制が併用されており、このうち小選挙区選挙については無所属での立候補が可能となっている。直近の2021年の地方議会選挙では、無所属候補の得票率は全体の1.75パーセントで、計51名の無所属議員が誕生した。政党所属の候補者と比べてまだ少ないものの、地方議会における無所属議員の数は増加傾向にある。元DA党首のムシ・マイマネ (Mmusi Maimane) が立ち上げた「ひとつの南アフリカ運動 (One South Africa Movement)」およびそれを政党化した「ひとつの南アフリカ建設 (Build One South Africa: BOSA)」は、無所属候補の支援を通じて既成政党に代替する政治運動としての存在感を高める戦略をとった。2024年の国民議会および州議会選挙に立候補した無所属候補はいずれも落選したが、無所属候補の取り扱いの変更は今後の政党再編の新たな契機ともなり得る。2021年地方議会選挙における無所属候補については、Mafolo(2021)、Matwadia(2021)を参照。

15) 委託を受けたのはRoger SouthallとRobert Mattesで、2人とも南アフリカを含むアフリカ政治に関して多数の著作のある著名な政治学者である。

り当てるといふ混合的な選挙制度の導入を多数派意見として提言した。また、比例代表制選挙の候補者名簿の方式については、当初は拘束名簿式のままとしつつ、いずれ非拘束名簿式に移行することを提言した。なお、少数派意見は1994年と1999年の選挙方式をそのまま維持するというものであった（ETT 2003; Gouws 2004）。

しかし、ムベキ政権はETTの報告書の受領後に立法方針を示さず、選挙法の改正作業は棚上げされた。これは、ETTでは少数派意見であった現状維持という方針を、そうと明示しないまま事実上採用したことを意味した。ANCはETTのプロセスにおいて、多数派提言に採用された69選挙区方式に反対し、現状維持が望ましいという立場を表明していた。その表向きの理由は、69選挙区方式が少数派や周辺化された集団に不利益をもたらす、多様性のある社会にそぐわないというものであったが（KAS 2003）、実際の動機としては、候補者名簿作成の権限をもつ党執行部に強大な権限を与えてきた現行制度を変えることをANC指導層が望まなかったからであるとの見方も提示されてきた（HSF 2003）。

全国と州という大きな単位で作成される候補者名簿に基づく拘束名簿式比例代表制選挙で選ばれる議員が、彼らの政治家としての生殺与奪権を握る所属政党の指導部の意向ばかりを気にして、有権者への説明責任を十分に果たしていないという批判は強く、前項でみたように2000年代にANCの一党優位が強化されていた状況もあいまって、選挙制度改革を求める議論は繰り返し浮上してきた（Gumede 2015; Bogaards 2018）。ANC内部にも改革の必要性への認識があったことは、ハレマ・モトランテ（Kgalema Motlanthe）元大統領を議長とし、「根本的な変化の加速」のために多様な政策課題を検討したハイレベル・パネルが、選挙法を改正して国会議員と選挙区との結びつきを強めるべきという提言をしていたことからうかがえる（High Level Panel 2017）。しかし、このハイレベル・パネルの提言も、具体的な選挙法改正の動きにつながることはなかった。

4-2. 2023年の選挙法改正

ようやく2023年になって、選挙方式の一部変更を伴う選挙法の改正が行われた。しかし、それは政府や国会が主導したのではなく、国民議会と州議会の選挙に無所属で立候補する権利をめぐる争われた憲法訴訟の結果であった。この訴訟に

において、2020年6月に憲法裁判所は、成人である市民が政党への所属を通じてしか国民議会や州議会の議員に選ばれ得ないのは、権利章典が定める結社の自由および政治的権利の侵害にあたるとして、無所属での立候補を認めていない選挙法の規定を違憲と判断し、2年以内の選挙法改正を命じる判決を下した（のちにその期限は延長された）(Constitutional Court 2020)。憲法裁判所の判決を受けて政府は選挙法改正の準備を迫られ、内務大臣の諮問委員会議長はマンデラ政権およびムベキ政権の閣僚経験者で2004年以降は政界を離れていたヴァリ・ムーサ（Valli Moosa）によって改正の方向性が検討された。諮問委員会は国会に議席をもつ主要政党のほか、市民社会組織やシンクタンク、経済界や労働団体などからも意見聴取を行った上で、2021年6月にアーロン・モツォアレディ（Aaron Motsoaledi）内務大臣に報告書を提出し、そのなかで既存の選挙方式をほとんどかえないまま無所属候補を政党と同じ土俵で選挙に参加させる「オプション1」（少数派意見）と、国民議会選挙を小選挙区制（200議席，無所属での立候補が可能）と全国単一名簿の比例代表制（200議席）を組み合わせる選挙方式に変更する「オプション2」（多数派意見）を提示した（MAC 2021）。

これに対して、2021年9月までにはANCは「オプション1」の支持を固めたと報じられ、2022年はじめに政府が国会に提出した法案は、少数派意見である「オプション1」に基づき、選挙法の改正を最低限にとどめる内容のものとなった（Merten 2022）。この法案に対しては公聴会で批判が相次いだものの、選挙方式の骨格にはかかわらない部分的な法案修正のみを経て、改正選挙法は2023年4月に成立、同年6月に発効した（Electoral Amendment Act 1 of 2023）。2023年改正選挙法をめぐるのは、元DA党首のムシ・マイマネ（Mmusi Maimane）が無所属候補の支援のために立ち上げた政治運動である「ひとつの南アフリカ運動（One South Africa Movement）」¹⁶⁾、および無所属候補協会（Independent Candidate Association）が違憲性を主張する訴訟を提起したが、憲法裁判所は改正選挙法は合憲であると判断し（Constitutional Court 2023）、2024年の総選挙は同法の規定に従って実施された。

2020年の憲法裁判所の判決を契機として選挙方式をめぐる議論が再浮上した

16) 注14を参照。

ことで、棚ざらしにされてきた2003年のETTの報告書にも再び注目が集まった（Gumede 2020; Southall 2021）。諮問委員会の「オプション2」とETTの多数派意見では、提言された選挙方式の設計は異なっているが、国民議会議員の一部を州よりも小さい単位の選挙区からの選出議員へと変更することによって、議員の有権者への説明責任を高めることを意図する点で共通していた。ETTや諮問委員会の役割は、選挙方式という政党の利害に直接かかわる制度について、特定の政党の利害に偏らず、中立的な立場から検討することにあった。しかし与党ANCにとっては、従来の選挙方式のもとで安定して政権与党の座を確保できている限り、選挙制度をかえる動機がない。そのためANC政権は自ら任命したETTや諮問委員会の多数派意見を繰り返し無視し、2023年の選挙法改正においても、30年にわたるANCの一党優位を支えてきた従来の選挙方式への最小限の変更にとどめる法案を、野党（EFFを除く）の反対にもかかわらず、議会での数の力で押し通したのであった。

■ おわりに

本章は、民主化交渉以降の南アフリカにおける選挙制度に関する憲法規定や選挙法の制定・改正をめぐる政治過程について、憲法訴訟の役割にも注目しながら検討してきた。

民主化を境に南アフリカの選挙方式は小選挙区制から比例代表制へと転換し、「一般的な比例代表性」という民主化後の選挙方式のガイドとなる憲法の規定が導入された。2000年代には、政党再編の動きと連動して、比例代表制選挙で選出された議員が議席を維持したまま党籍変更することを認めるかどうかの政治的争点となり、複数回にわたる憲法改正が行われた。また、はじめて全人種が参加して行われた1994年の国会および州議会の選挙方式は、当面の実現可能性を考慮して選択された暫定的な性質のものであったため、1996年憲法体制のもとで選挙方式の改革が断続的に検討されてきた。本章でのこれらの経緯の検討を通じて明らかになったこととして、以下の2点を指摘して結論にかえたい。

第1に、政権党であるANCは、優位政党としての立場を利用して、野党の反

対を押し切っても、自らが選好する選挙制度を立法過程で押し通してきた。各政党の利害に直結する選挙方式の改革の検討にあたっては、中立的な立場のタスクチームや諮問委員会が調査や幅広いステークホルダーからの意見聴取を行い、政策の選択肢を示すという手続きが踏まれてきたが、ANC政権は法的拘束力のないこれらの組織の多数派意見を（自ら任命したのにもかかわらず）無視し、現状のミニマムな変更にとどめる少数派意見に沿った改正選挙法を成立させた。ただし、権力基盤の維持や強化にとってどのような制度が都合がよいのかは、そのときどきの政治情勢によって異なる。それはANCが党籍変更に関する2002～03年の憲法改正においては解禁を支持、2008年の憲法改正では再禁止を支持したことにも表れている。2023年の改正選挙法では、2024年選挙後の選挙方式については、改めて諮問パネル（Electoral Reform Consultation Panel）を設けて検討するとしたが（第23条9項）、2024年の選挙でANCの一党優位が崩れ、地方政府レベルで先行している連立政治が国政においても本格化したことから、各政党間の政治的駆け引きが今後の選挙制度改革の議論にも影響してくるだろう。

第2に、選挙制度の変更をめぐることは、関連する法案に反対する野党や市民社会組織による憲法訴訟がたびたび提起されてきた。憲法裁判所の判決が立法に大きな影響を与えてきたことは民主化後の南アフリカ政治の大きな特徴であり、憲法訴訟は議会での数の力では対抗できない少数野党や議会外の市民社会組織が政治的目的の実現を目指す上での強力な武器となっている（Le Roux and Davis 2019）。憲法裁判所が違憲判決を下した場合には、国会はそれに対応する立法を行わざるを得ない。ただし、憲法裁判所は具体的な立法内容までも指示するわけではなく、判決にどのように対応するかは立法府の裁量に任される程度が大きい。第3節でみた党籍変更制度をめぐるUDMを原告とする訴訟における憲法裁判所の判決は、合憲な選挙制度にはさまざまなヴァリエーションがあり得ること、そのなかからどのような選挙制度を選ぶのかは立法府が決めるべきことであること、そして憲法に定められた立法の手続きを踏めば、選挙制度に関する憲法の規定を変更可能であることを、司法府の見解として明確に示したものであるとみることができる。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 遠藤貢 2010.「ポスト・アパルトヘイト期における南アフリカの連合政治——「国民党／新国民党」解散をめぐる政治過程を中心として」佐藤章編『新興民主主義国における政党の動態と変容』アジア経済研究所, 23-61.
- 細井友裕 2022a.「国家は捕獲されたのか——南アフリカの汚職に対する制度の役割と限界」『スワヒリ&アフリカ研究』33: 1-18
- 2022b.「国家捕獲報告書とアパルトヘイト後の南アフリカの暗部——新たな転換点」『アフリカレポート』(60): 47-52.
- 牧野久美子 2018.「一党優位と民主主義——南アフリカにおける民主主義の揺らぎ」川中豪編『後退する民主主義，強化される権威主義——最良の政治制度とは何か』ミネルヴァ書房, 129-157.
- 待鳥聡史 2016.「政治学からみた「憲法改正」」駒村吾吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂, 2-18.

〈外国語文献〉

- ANC (African National Congress) 1991. *Constitutional Principles for a Democratic South Africa* (<https://www.anc1912.org.za/policy-documents-1991-constitutional-principles-for-a-democratic-south-africa/>)
- Beresford, A. 2015. “Power, Patronage, and Gatekeeper Politics in South Africa.” *African Affairs* 114(455): 226-248.
- Bogaards, M. 2018. “Deliberative Democracy and Electoral Reform in South Africa: A Campus Experiment.” *Politikon* 45(2): 181-198.
- Booyesen, S. 2006. “The Will of the Parties Versus the Will of the People? Defections, Elections and Alliances in South Africa.” *Party Politics* 12(6): 727-746.
- 2011. *The African National Congress and the Regeneration of Political Power*. Johannesburg: Wits University Press.
- Chipkin, I. and M. Swilling eds. 2018. *Shadow State: The Politics of State Capture*. Johannesburg: Wits University Press.
- Constitutional Court 2002. *United Democratic Movement v President of the Republic of South Africa and Others (African Christian Democratic Party and Others Intervening ; Institute for Democracy in South Africa and Another as Amici Curiae)* (No 2) (CCT23/02) [2002] ZACC 21; 2003 (1) SA 495; 2002 (11) BCLR 1179 (4 October 2002). (<https://www.saflii.org/za/cases/ZACC/2002/21.html>)
- 2020. *New Nation Movement NPC and Others v President of the Republic of South Africa and Others* (CCT110/19) [2020] ZACC 11; 2020 (8) BCLR 950 (CC); 2020 (6) SA 257 (CC) (11 June 2020). (<https://www.saflii.org/za/cases/ZACC/2020/11.html>)
- 2023. *Independent Candidate Association South Africa NPC v President of the Republic of South*

- Africa and Others* (CCT 144/23) [2023] ZACC 41 (4 December 2023). (<https://www.saflii.org/za/cases/ZACC/2023/41.html>)
- ETT (Electoral Task Team) 2003. *Report of the Electoral Task Team*. Cape Town: Electoral Task Team. (<https://static.pmg.org.za/docs/Van-Zyl-Slabbert-Commission-on-Electoral-Reform-Report-2003.pdf>)
- Gebeye, B. A. 2021. *A Theory of African Constitutionalism*. Oxford: Oxford University Press.
- Gouws, A. 2004. "Women's Representation: The South African Electoral System and the 2004 Election." *Journal of African Elections* 3(2): 59-76.
- Gouws, A. and P. Mitchell 2005. "South Africa: One Party Dominance Despite Perfect Proportionality." in *The Politics of Electoral Systems*, edited by M. Gallagher and P. Mitchell, Oxford: Oxford University Press, 353-374.
- Gumede, W. 2015. "Electoral System Alienates Voters." Democracy Works Foundation, 13 August. (<https://www.democracyworks.org.za/electoral-reform-needed/>)
- . 2020. "South Africa Needs Electoral System Overhaul." Policy Brief 35, Democracy Works Foundation, 20 August. (<https://www.democracyworks.org.za/south-africa-needs-electoral-system-overhaul/>)
- High Level Panel (High Level Panel on the Assessment of Key Legislation and the Acceleration of Fundamental Change) 2017. "Report of the High Level Panel on the Assessment of Key Legislation and the Acceleration of Fundamental Change." Parliament of the Republic of South Africa, November. (https://www.parliament.gov.za/storage/app/media/Pages/2017/october/High_Level_Panel/HLP_Report/HLP_report.pdf)
- Horowitz, D. L. 1991. *A Democratic South Africa? Constitutional Engineering in a Divided Society*. Berkeley: University of California Press.
- HSF (Helen Suzman Foundation) 2003. "ANC Opts for the Electoral System That Has Served It Well." *Focus* (30), Helen Suzman Foundation. (<https://hsf.org.za/publications/focus/issue-30-second-quarter-2003/anc-opts-for-the-electoral-system-that-has-served-it-well>)
- KAS (Konrad-Adenauer-Stiftung) 2003. *Electoral Models for South Africa: Reflections and Options: Electoral Task Team Review Roundtable*. Johannesburg: Konrad-Adenauer-Stiftung.
- Le Roux, M. and D. Davis 2019. *Lawfare: Judging Politics in South Africa*. Johannesburg and Cape Town: Jonathan Ball Publishers.
- Lijphart, A. 1977. *Democracy in Plural Societies: A Comparative Explanation*. New Haven: Yale University Press.
- . 1985. *Power-Sharing in South Africa*. Berkeley: Institute of International Studies, University of California.
- Lodge, T. 2003. "How the South African Electoral System was Negotiated." *Journal of African Elections* 2(1): 71-76.
- . 2014. "Neo-patrimonial Politics in the ANC." *African Affairs* 113(450): 1-23.
- MAC (Ministerial Advisory Committee on Electoral Reform) 2021. *Report of the Ministerial Advisory Committee on Electoral System Reform*. (https://static.pmg.org.za/Report_of_Ministerial_

Advisory_Committee_on_electoral_System_Reform.pdf)

- Mafole, K. 2021. "'Independent' Candidates for the Win, Claims Mmusi Maimane." *Daily Maverick*, 3 November (<https://www.dailymaverick.co.za/article/2021-11-03-mmusi-maimane-touts-success-of-independent-candidates-as-black-eye-for-big-party-politics/>)
- Masemola, N. P. K. 2007. "Floor-Crossing and Its Political Consequences in South Africa." EISA Occasional Paper Number 44, Electoral Institute for Sustainable Democracy in Africa. (<https://www.eisa.org/wp-content/uploads/2023/05/occasional-paper-2007-floor-crossing-and-its-political-consequencies-in-south-africa.pdf>)
- Matwadia, E. 2021. "Independent Candidates in Municipal Elections Gain Momentum with 0.61% Growth." *Mail & Guardian*, 5 November. (<https://mg.co.za/politics/2021-11-05-independent-candidates-in-municipal-elections-gain-momentum-with-0-61-growth/>)
- Merten, M. 2022. "Electoral Amendment Bill: As ConCourt Deadline Looms, ANC's Push for Minimalist Changes Alarms Civil Society." *Daily Maverick*, 10 March (<https://www.dailymaverick.co.za/article/2022-03-10-as-concourt-deadline-looms-ancs-push-for-minimalist-changes-alarms-civil-society/>)
- Murray, C. 2001. "A Constitutional Beginning: Making South Africa's Final Constitution." *University of Arkansas at Little Rock Law Review* 23(3): 809-838.
- Ndulo, M. 2018. "Constitutions: The Politics of Constitutional Reform." in *Institutions and Democracy in Africa: How the Rules of the Game Shape Political Developments*, edited by N. Cheeseman, Cambridge: Cambridge University Press, 117-136.
- Sisk, T. D. 1995. *Democratization in South Africa: The Elusive Social Contract*. Princeton, N. J.: Princeton University Press.
- Southall, R. 2021. "South Africa Is Ripe for Electoral Reform. Why Its Time Might Have Come." *The Conversation*, 22 March. (<http://theconversation.com/south-africa-is-ripe-for-electoral-reform-why-its-time-might-have-come-157149>)
- Spieß, C. and Pehl, M. 2004. "Floor Crossing and Nascent Democracies - A Neglected Aspect of Electoral Systems? The Current South African Debate in the Light of the Indian Experience." *Verfassung in Recht und Übersee* 37(2): 195-224.
- Statistics South Africa 2004. *Census 2001: Primary Tables South Africa Census '96 and 2001 Compared*. Report No. 03-02-04 (2001). Pretoria: Statistics South Africa.
- (本稿中のURLの最終アクセス日はすべて2024年11月1日)

©Kumiko Makino 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



